

伊豆諸島・小笠原諸島のアンテナショップ  
「東京愛らんど」  
特産品販売事業者 募集要項

公益財団法人東京都島しょ振興公社では、竹芝客船ターミナル内に設置している伊豆諸島・小笠原諸島のアンテナショップ「東京愛らんど」を、公社と協力して運営する事業者を募集します。「東京愛らんど」において、東京諸島の特産品の販売等を行っていただきます。

- ☆募集期間：令和2年11月13日（金）～令和2年11月27日（金）
- ☆一次審査：令和2年11月下旬
- ☆二次審査：令和2年12月上旬
- ☆契約締結：令和2年12月31日

令和2年11月  
公益財団法人東京都島しょ振興公社

## I 業務の内容

### 1 店舗運営

伊豆諸島・小笠原諸島の特産品の普及と、同地域の振興・発展という趣旨を踏まえた店舗運営を実施してください。

### 2 特産品の販売

#### (1) 販売形態

販売形態は、店舗販売、イベント販売、通信販売、販売協力店制度に関する販売とします。

#### (2) 取扱品目

販売する特産品は、概ね次のいずれかに該当するものとし、具体的取扱品目については、公益財団法人東京都島しょ振興公社（以下「公社」という。）と協議することとします。

- ①原則として、伊豆諸島・小笠原諸島で生産された農水産品
- ②①を原材料とする加工品
- ③原則として、伊豆諸島・小笠原諸島に本社が所在する製造業者が生産した商品
- ④伊豆諸島・小笠原諸島の特産品以外の離島等の特産品を用いる場合は事前に協議してください。

#### (3) 創意工夫

伊豆諸島・小笠原諸島のアンテナショップとして、常設販売や季節販売、店内装飾、集客方法等の創意工夫を求めます。

- ①竹芝地区の再開発を踏まえ、従来の島しょ住民や観光客のみならず、竹芝近隣のオフィスや近隣住民の方々に対しても、客層と合った商品の提供に努めてください。
- ②季節に応じた島の野菜や果物のマルシェ等を実施するとともに、ディスプレイなどにメリハリをつけて、常に新鮮な雰囲気を出すことに努めてください。
- ③特売日の設定、試食の充実、菓子類のセット提供や定期的なフェア等の開催を実施することで、新しい集客に努めてください。
- ④商品を使用したワークショップなど、島の文化や産業、観光等のPRにも努めてください。

#### (4) 販路の開拓

首都圏その他の飲食店や小売業者等の販路開拓に、特産品取扱事業者として協力していただきます。

### 3 観光情報コーナーの運営

伊豆諸島・小笠原諸島のアンテナショップであることを踏まえ、公社と連携

し、大型モニター、音響機材を設置してPR映像を放映するなど、観光客の集客対策等に協力してください。また、移住、定住、就業等についても情報発信に努めてください。

#### **4 消費者ニーズの把握及び生産者等へのフィードバック**

販売する特産品に関する消費者の反応やニーズなどについて、情報収集及び取りまとめを行い、生産者及び公社に情報提供を行ってください。

#### **5 伊豆諸島・小笠原諸島の新商品の試験販売、特産品の開発**

新商品の試験販売及び特産品の開発について、公社と協議のうえ取り組んでください。

#### **6 公社事業への協力**

##### **(1) 店舗内イベント**

店舗において公社が主催するイベント等を年数回実施しますので、協力をお願いします。

※（平成29年度：5回、平成30年度：4回、令和元年度：5回）

##### **(2) 都内等におけるイベント販売**

公社は主に都内で開催されるイベントに年間20回以上参加し、特産品販売や観光PRに取り組んでいます。販売する特産品の優先的提供や共同販売に、協力をお願いします。

#### **7 商品発注**

商品発注は、事業者が直接生産者に対し行います。

## II 応募条件

### 1 応募資格

- ① 法人であること。
- ② 令和2年11月1日現在、東京都内において、物品販売の営業実績が5年以上あり、現に営業していること。
- ③ 令和2年11月1日現在、東京都内又は東京都と隣接県に運営会社の本社又は支社等の管理部門があること。
- ④ 通信販売に関する小売業免許及び酒類に関する卸売免許を取得している又は取得すること。
- ⑤ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条に規定する処分を受けていない団体であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等でないこと。
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑧ ⑤～⑦の団体から委託を受けた者でないこと。
- ⑨ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、公社が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）。
- ⑩ 国税、地方税を滞納していないこと。

### 2 企画提案書の提出

次の内容を記載した提案書を提出してください（様式任意）。

#### (1) 全体計画

事業全体及び特産品販売のコンセプト、ターゲット、情報収集・フィードバック方法及び各売上目標額など

#### (2) 店舗運営の具体的展開方法

売上見込・収支計画、営業日・営業時間、店舗内レイアウト、店舗運営の基本的な考え方と内装設計の考え方、来訪者の属性や行動把握等、マーケティング情報の運営への反映方法など

#### (3) 広報宣伝計画

店頭等における宣伝方法や媒体等の活用計画など

#### (4) 利益還元について

委託者である公社に対し、店舗販売、通信販売等に関する利益の一部納付など、利益還元案を提示してください。

【例】 店舗販売、通信販売等の合計での売上目標を年間〇円とし、売上額

の一部について、下表の計算式により、公社に納付します。

売 上 額	一 部 納 付 額
店舗・イベントにおける特産品販売、通信販売、販売協力店制度にかかる売上	売上額×5.5%

例示以外の提案も可能です。

#### (5) その他

公社が実施している事業との連携・協力が図れるものがある場合、その内容を提案してください。

### 3 応募者に関する提出資料

#### (1) 提出資料

- ①商業登記簿謄本（原本、提出日3か月以内に発行されたもの）
- ②印鑑登録証明書（原本、提出日3か月以内に発行されたもの）
- ③貸借対照表及び損益計算書（直近過去3年間分）
- ④定款
- ⑤事業概要
- ⑥事業税及び法人税の納税証明書又は課税証明書（最近1か年）
- ⑦反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書（これに代るもの可）

### 4 提出期限

#### (1) 提出締切及び提出方法

令和2年11月27日（金曜日）午後5時必着、郵送又は持参

#### (2) 提出部数

- ①応募者資料 1式
- ②企画提案書 20部

### 5 資料の配付等

#### (1) 資料の配付

企画提案書作成の参考資料として、公社の概要等を配付しますので、希望される場合は、ご連絡ください。

#### (2) 質問の受付

本事業に関するご質問は、電話又は電子メールでお願いします。

### Ⅲ 審査・事業者の決定

#### 1 一次審査（事務局による書類審査）

応募者全員の書類選考を行い、その結果を全員に通知します。

#### 2 二次審査（審査会による書類審査）

一次審査（事務局による書類審査）を通過した提案については、二次審査（審査会による書類審査）を行います。

#### 3 事業者の決定

事業者決定の後、二次審査（審査会による書類審査）に参加した応募者全員に結果を通知します。

#### 4 企画提案書の提出先・問い合わせ先

公益財団法人東京都島しょ振興公社 業務課 担当：荒井  
〒105-0022 東京都港区海岸 1-4-15 島嶼会館 2 階  
TEL:03-5472-6546 FAX:03-5472-6547  
E-mail:kazunari\_arai@tokyoislands-net.jp  
URL:<http://www.tokyoislands-net.jp>

## IV 契 約

### 1 契約期間

令和3年1月1日から令和5年3月31日まで

### 2 店舗使用料・光熱水費

店舗使用料及び光熱水費は、免除とします。

### 3 管理費

電気設備保守点検業務委託費、消防設備保守点検業務委託費、空調設備保守点検委託費については、免除とします。ただし、什器備品等の維持管理費・修繕費及び消耗品類の経費につきましては、事業者の負担とします。

### 4 電話等の工事費用・通信料

電話、ファクシミリ、通信回線等の工事費用、電話機及び加入権、通信料は、事業者の負担とします。

### 5 契約の解除

#### (1) 契約の解除

- ① 契約を解除しようとする場合には、6か月前までにそれぞれの相手方に対し、書面をもって予告するものとします。
- ② 次のいずれかに該当する場合には、公社は契約を解除することができるものとします。
  - ア 事業者が「II 応募条件」に定める「1 応募資格」を欠いたとき
  - イ 東京都が公社に対して行った行政財産使用許可を取り消したとき
  - ウ 事業者が契約書に定める義務に違反したとき
  - エ 事業者が社会的責任を著しく損なったとき
  - オ 事業者が店舗運営の責任を著しく怠ったとき
  - カ その他、事業者が公社に対して重大な信義則違反をなしたとき

#### (2) 違約金

事業者が予告なく契約の解除を行った場合又は契約を解除する事由が発生した場合にあっては、契約を解除した日又は契約を解除する事由が発生した日の翌日から契約期間満了日までの日数に応じ、1日当たり30万円の違約金を支払うものとします。

### 6 施設管理上の条件

#### (1) 営業日・営業時間

営業日及び営業時間は、事業者の提案に基づき協議して決定します。

**【現 行】**

◆定休日 : 年中無休

◆営業時間 : 7:30~22:30 (夏期のみ23:00まで)

**(2) 営業に係る手続き**

特産品の販売及び酒類の販売等に必要な手続、届出等は事業者が行うこととし、これらに係る費用は事業者が負担するものとします。

**(3) 施設の維持管理**

- ①店舗内設備の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として事業者の負担とします。
- ②店舗内の清掃及び消毒の費用は事業者の負担としますが、その実施方法については別途協議を行います。
- ③廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は事業者の負担としますが、その実施方法については別途協議を行います。

**(4) 衛生管理及び新型コロナウイルス感染症対策**

関係法令等を遵守し、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底してください。

**○契約締結までの流れ**

事業者公募開始	令和2年11月13日（金曜日）
↓	
企画提案書等の提出	令和2年11月27日（金曜日）
↓	
一次審査（事務局による書類審査）	令和2年11月下旬
↓	※一次審査通過者のみ二次審査通知
二次審査（審査会による書類審査）	令和2年12月上旬
↓	
事業者の決定	令和2年12月上旬
↓	
契約締結	令和2年12月31日